

栗山町議会 議会報告会実施要領

令和2年6月17日広報広聴常任委員会決定

1 開催趣旨

議会が住民に信頼され民主的なまちづくりを実現し、効率的な行財政運営を図るには住民の代表である議会と町民との連携が重要である。少子高齢化の進展による人口減少社会において、持続的な自治体経営を進めるには、議会の政策形成サイクルにおける住民参加が極めて重要である。

本町議会では、広範にわたる議会活動（委員会活動を含む）を町民に報告、説明し、町政情報の提供に努める。加えて、町民の議会活動に対する批判や意見、政策提案などを直接聴取することによって、議会機能のさらなる向上、活力ある議会活動に資することを趣旨として、議会報告会（以下「報告会」という。）を開催する。

なお、報告会は、合議制機関としての説明責任を果たすことが主たる目的であり、原則として求めがない限り、議員個々の見解を述べることはしない。

2 実施時期

2月中に実施する。

3 報告内容

- ① 議会に関するもの（報酬、活動日数、政務活動費等）
- ② 1年間に議決した主な議案の審議状況
- ③ 総合計画の主な事業内容

4 報告会の役割分担

- ① 報告会に必要な役割は、編成された班（以下「報告班」という。）ごとに協議して決定する。
- ② 必要と思われる主な役割は、司会進行・報告者・答弁者・記録者などとしそれぞれの報告班において調整する。

5 班編成及び構成

- ① 報告班は、3班編成とし、1班あたり4人（3人）とする。
- ② 期別、所属常任委員会を考慮し、広報広聴常任委員長（以下「委員長」という。）が原案を作成し、広報広聴常任委員会（以下「委員会」という。）において協議、決定する。
- ③ 報告班に班長を置き、班を構成する議員の互選によって決める。

6 開催回数（日数）

1報告班あたり4回（日）とする。

7 開催会場及び開催時刻

- ① 前年までの開催実績をもとに、連合町内会・自治会に聴取した要望等を参考に委員長が原案を作成し、委員会において決定する。
- ② それぞれの報告班が担当する会場は、班長の抽選によって決定する。

8 開催方法

議会と連合町内会・自治会との共催事業とし、議長から連合町内会長または自治会長に文書で要請する。

9 周知方法

- ① 議会だより、議会ホームページに掲載するとともに新聞社等への情報提供を行う。
- ② 町内会長・自治会長に開催案内を送付するとともに、チラシの各戸回覧を依頼する。依頼は、郵送または持参とする。
- ③ 議会モニターに開催案内を送付し、参加をお願いする。
- ④ 職員研修の一環として、職員の参加について依頼する。

10 記録

報告班の記録担当者は、会場ごとに質問、意見、要望、提言などの要点を記録する。

1.1 報告会の流れ

報告会の次第は、次のとおりとする。

- ① 開会挨拶 町内会長・自治会長及び班長より挨拶
- ② 議会報告 20～25分程度で簡潔に要点を説明
- ③ 質疑応答 「3. 報告内容」による
- ④ 意見・提言等 参加者から行政や議会に対する意見等を聴取
- ⑤ 閉会挨拶 班長がお礼を兼ねて挨拶

1.2 報告会資料

報告会で使用する資料は、委員長及び各報告班から選出された議員6名による資料作成委員会において作成し、委員長が会議を統理する。

町民の関心を高めるため、報告会資料を事前に議会ホームページに掲載する。

なお、資料作成にあたっては、町民が分かりやすい内容となるよう配慮する。

1.3 事前研修会・まとめ検討会

- ① 報告会開催前に、事前研修会を開催する。広報広聴常任委員長が、資料の趣旨、要点及び報告要領の説明し、全体共有を図る。
- ② 報告会終了後、まとめ検討会を開催する。
 - ・各報告班は、質問、意見、要望、提言などを分野ごとにまとめた上、処理方針案について全体会に諮る。

- ・全体会では、各班のまとめについて、質疑、討議を行い、議会としての処理方針を決定する。
- ・処理方針としては、下記のように分類する。
 - ①町長に提言するもの
 - ②議会が見解を示すもの
 - ③行政に回答を求めるもの
- ①及び②については、議員間討議により結論をまとめ、特に①については、町長に対し議長から提言書として提出する。
- ・上記①～③に分類することが難しいものは、概ね下記のとおり取り扱う。
 - ①常任委員会で調査するもの
 - ②班単位で個別に取り扱うもの
 - ③議員個々に本会議や特別委員会などの質疑を通して調査するもの

1 4 その他

- ① 参加者の発言は、より多くの者が発言できるよう進行に配慮する。
- ② 議員の発言は、特定の議員に偏らないようお互い良識をもって対応する。
- ③ 説明や回答の際は、平易な言葉づかいや表現に努める。
- ③ 会場の設営・準備は、共催の趣旨から町内会または自治会と合同で行うが、議会単独開催の場合は議員が行う。
- ④ 道路や除雪などの要望は、町側に確認するため、正確に場所を特定する。
- ⑤ 2. 実施時期以外に報告会の実施が必要と認められる場合は、この要領にかかわらず実施するものとし、実施にあたっては広報広聴常任委員会において協議、決定する。